

平成25年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について

1 経緯及び趣旨

教育委員会ではこれまで、文化財保護法の規定に基づく高度な専門性が必要である文化財課（埋蔵文化財）及び博物館法に規定する登録博物館である日本民家園、青少年科学館において、埋蔵文化財行政や博物館活動を効率的・効果的に推進し、市民サービスを向上するために、学芸員資格を有する一般事務職員の配置や、庁内公募を実施するなど、専門的な知識・技能・経験を有する人材の確保に努めてきました。

しかしながら、新たな事業の展開や、展示・普及活動の推進、専門的技術の継承等、各分野において喫緊の課題があるため、その解消に向け次の4分野についてそれぞれ任期付職員（学芸員）を募集し、選考試験を実施することとしました。

2 選考区分及び採用予定者数

選考区分	所属	役職	採用予定人数
埋蔵文化財	生涯学習部文化財課	職員	若干名
民俗	日本民家園	職員	若干名
自然	青少年科学館	係長級	若干名
天文	青少年科学館	係長級	若干名

3 任期

原則、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間

4 第1次試験

- (1) 試験日 平成26年2月2日（日）
- (2) 場所 川崎市教育会館
- (3) 試験内容
  - ア 教養試験・・・択一式（40問 120分）
  - イ 専門試験・・・記述式（120分）

5 第1次試験結果通知

2月20日（木）（予定）に合格者に文書で通知します。  
また、同日に川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページにて合格者の番号を1週間程度掲載します。

## 6 第2次試験

- (1) 試験日 (予定) 平成26年3月2日 (日)
- (2) 場所 川崎市教育会館
- (3) 試験内容 面接試験 (個別面接)

## 7 第2次試験結果通知

3月上旬 (予定) に第2次試験受験者に対し、合否に関わらず文書で通知します。  
また、同日に川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページにて合格者の番号を1週間程度掲載します。

## 8 受付期間

平成25年12月24日 (火) ~平成26年1月17日 (金) (消印有効)  
※郵送による受付のみ

## 9 受験案内・パンフレットの配布

- (1) 12月16日 (月) から市内の区役所・図書館・博物館等で配布しています。
- (2) 選考試験の実施については「市政だより12月21日号」及び川崎市インターネットホームページ等に掲載しています。

【問い合わせ先】 川崎市教育委員会総務部庶務課  
電話 044-200-3261 (内) 50111



KAWASAKI CITY

平成25年度

川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考受験案内

— 学芸員職務経験者 —

川崎市教育委員会

第1次試験日 平成26年2月2日（日）

申込受付期間（郵送のみ） 平成25年12月24日（火）～平成26年1月17日（金）  
（消印有効）

## 1 選考区分及び職務概要

選考区分	役職	主な職務概要	採用予定人員
学芸員	埋蔵文化財職員	・埋蔵文化財に関する開発事業との調整、試掘調査、発掘調査、発掘調査の監理、普及啓発等 ・史跡に関する試掘調査・発掘調査、保存、管理、活用等	若干名
	民俗職員	・日本民家園の民俗学芸業務（民俗調査、資料整理、展示、教育普及など）	若干名
	自然係長級	・かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）の自然分野（主に植物、昆虫等の生物）に関する資料収集や教育普及等の学芸業務	若干名
	天文係長級	・かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）の天文分野に関する資料収集や教育普及等の学芸業務（プラネタリウム解説を含む）	若干名

- (注) 1 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。  
 2 交替制勤務・休日勤務などを要する職場に配属されることがあります。  
 3 複数の選考区分への申込はできません。  
 4 職務内容は、上記の他に行政職員としての文書・経理事務などがあります。  
 5 係長職とは、係全体を総括する立場の職です。

## 2 任期

原則、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間の任期になります。

### 3 受験資格

選考区分	年齢	資格・免許等の条件
埋蔵文化財	昭和33年4月2日以降に生まれた人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法に定める大学若しくは大学院において考古学を専攻し、修了して卒業した人又はこれと同等の資格がある人（平成26年3月修了見込み含む）</li> <li>○博物館法に定める学芸員資格を有すること（平成26年3月取得見込み含む）</li> <li>○発掘担当者又は調査補助員として、2年以上の発掘調査経験（神奈川県内での3ヶ月以上の発掘作業経験を含む1年以上の発掘作業経験と6ヶ月以上の出土品等整理作業経験の両方を含んでおり、うち、川崎市内での発掘作業経験があること）があること</li> <li>○2遺跡以上の発掘調査報告書の執筆歴を有するか、又は1遺跡以上の発掘調査報告書と1篇以上の考古学に関する論文の執筆歴を有すること</li> </ul>
民俗	昭和33年4月2日以降に生まれた人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法に定める大学院修士課程以上において民俗学を専攻し、修了して卒業した人又はこれと同等の資格がある人（平成26年3月修了見込み含む）</li> <li>○博物館法に定める学芸員資格を有すること（平成26年3月取得見込み含む）</li> <li>○博物館等で民俗に関する実務経験を3年以上（注1）有すること</li> </ul>
自然	昭和33年4月2日～昭和57年4月1日生まれの人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法に定める大学若しくは大学院において植物学や昆虫学及びこれに類する課程を修了して卒業した人又はこれと同等の資格がある人</li> <li>○博物館法に定める学芸員資格を有すること</li> <li>○博物館等で生物に関する実務経験を3年以上（注1）有すること</li> </ul>
天文	昭和33年4月2日～昭和57年4月1日生まれの人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法に定める大学若しくは大学院において天文学及びこれに類する課程を修了して卒業した人又はこれと同等の資格がある人</li> <li>○博物館法に定める学芸員資格を有すること</li> <li>○博物館等で天文又は宇宙に関する実務経験を3年以上（注1）有すること</li> <li>○コンピュータの操作ができること（画像処理ソフトの使用やプログラミングなどの経験を有する方が望ましい）</li> </ul>

※ 選考区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は、受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注1 「実務経験」とは、博物館やプラネタリウム施設等での教育普及事業の企画運営、資料の展示、調査研究など学芸業務等の職務実績をいい、3年以上有するとは、公務員、会社員、団体職員等として6ヶ月以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合には通算することができる。

## 4 試験日時・会場及び試験内容

### (1) 第1次試験

選考区分	試験科目	日時及び会場	第1次試験合格発表日
全区分	(1) 教養試験 (択一式40問120分)  (2) 専門試験 (記述式 120分)	(1) 日時 平成26年2月2日(日)午前9時30分集合 午後3時終了予定  (2) 会場 川崎教育会館 (P. 8 参照)	平成26年2月20日(木) 午前10時(予定)

- (注) 1 受験に際しては、受験票に記載されている注意事項を必ず守ってください。  
 2 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。ただし、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。  
 3 第1次試験の合格発表は、川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページ（ホームページアドレスはP. 6参照）に合格者の受験番号を1週間掲示します。また、合格発表日に第1次試験合格者に文書で通知を発送します。郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否は掲示場所又はホームページで必ず確認してください。なお、電話での可否の問合せはお断りしています。また、可否に関する電報等のサービスは一切取り扱っていません。

### 【第1次試験の内容】

試験科目	試験区分	主な出題分野等
教養試験	全区分	公務員として必要な大学卒業程度の一般教養に関する択一式による筆記試験です。 社会（法律・政治、経済、社会・一般事情）、人文（世界史、日本史、地理、思想・芸術）、自然（数学、物理、化学、生物、地学）、文章理解（現代文、古文、英文）、判断推理、教的推理、資料解釈
専門試験	埋蔵文化財	埋蔵文化財専門職員として必要な専門的知識及び能力について記述式による筆記試験です。（考古学・埋蔵文化財行政）
	民俗	博物館専門職員として必要な専門的知識及び能力について記述式による筆記試験です。（博物館学・民俗学・博物館行政）
	自然	博物館専門職員として必要な専門的知識及び能力について記述式による筆記試験です。（博物館学・生物学・自然史学・科学教育・博物館行政）
	天文	博物館専門職員として必要な専門的知識及び能力について記述式による筆記試験です。（博物館学・天文学・宇宙論・科学教育・博物館行政）

(2) 第2次試験（第1次試験合格者を対象に実施）

選考区分	試験科目	日時及び会場	最終合格発表日
埋蔵文化財	面接試験 (個別面接)	日時（予定） 平成26年3月2日（日） 午前9時集合  ※詳細については第1次試験合格者に文書で通知します。	平成26年3月上旬 (予定)  ※詳細については第1次試験合格者に文書で通知します。
民俗			
自然			
天文			

- (注) 1 すべての選考区分受験者について、学芸員資格に関する書類（資格取得証明書（資格取得見込み証明書）及び卒業（見込）証明書及び成績証明書）を提出していただきます。
- 2 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。ただし、第2次試験の試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 3 合格発表は、川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページに最終合格者の受験番号を1週間掲示します。また、第2次試験受験者には合否にかかわらず合格発表日に文書で通知を発送します。郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否は掲示場所又はホームページで必ず確認してください。なお、電話での合否の問合せはお断りしています。また、合否に関する電報等のサービスは一切取り扱っていません。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は原則として選考合格者名簿に登載され、平成26年4月以降欠員の状況に応じて採用されます。
- 受験資格がないこと又は申込書等の提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されないことがあります。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- 職歴経験期間の証明ができない場合は、採用されません。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- 選考合格者名簿の有効期間は、原則として1年です。

6 給 与

給与月額 (地域手当を含む。)	選考区分	埋蔵文化財・民俗	自然・天文
	平成25年12月1日現在	役 職	職 員
	給 与 月 額	(※1) 約262,300円	(※2) 約333,600円

- (注) 1 「川崎市職員の給与に関する条例」の規定に基づき支給します。  
上記の額は一つの支給例です（平成25年12月1日現在、地域手当を含む額）。
- (※1) 30歳職員の給与月額 約262,300円（大学卒業後、職務経験が8年の場合）
- (※2) 35歳係長級の給与月額 約333,600円（大学卒業後、職務経験が13年の場合）
- 年齢及び経験等により、調整して支給します。
  - 期末・勤勉手当（3.95月分）、通勤手当（1ヶ月当たり最高55,000円）、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
  - 支給額は条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

## 7 個人別成績情報の提供

この試験で不合格になった人のうち希望者に対して、以下の要領で成績をお知らせします。

対 象 者	内 容	手 続 等
第1次試験の不合格者 (本人に限る。)	第1次試験の総合順位及び総合得点	(1) 申出期間 第1次試験合格発表日から1ヶ月以内(消印有効) (2) 提出書類 ① 個人別成績に関する情報提供申出書 (P.7を複写して使用してください。) ② 受験票 (3) 手続 「個人別成績に関する情報提供申出書」に必要事項を記入し、返信用封筒(80円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)と受験票を同封の上、次の住所に郵送してください。 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 川崎市教育委員会事務局庶務課 ※申込書の郵送先と同じです。
第2次試験の不合格者 (本人に限る。)	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算)	第2次試験受験の際に「個人別成績に関する情報提供申出書」を直接提出してください。

(注) 1 電話、手紙等での申出はできません。

2 返信については、第1次試験不合格者には平成26年3月中旬ごろ、第2次試験不合格者には第2次試験合格発表日に文書で通知を発送します。

## 8 受験手続

受験申込は、郵送で行ってください。また、複数の選考区分への申込や、申込後の選考区分の変更はできません。

### (1) 申込方法 (持参による受付は行いません。)

申込受付期間	平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金) (消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理することができませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「学芸員採用 ●● (←選考区分を記入)」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 例) 埋蔵文化財の場合「学芸員採用 埋蔵文化財」と朱書きで記入してください。 ※ 封筒は、受験申込書を折らずに入れることができる角型2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 川崎市教育委員会事務局庶務課
提出書類	全選考区分共通 1 (様式1) 受験申込書1通、50円切手1枚、写真(縦40mm×横30mm)1枚 (1) 申込書(両面とも)に必要な事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 受験票(表面)に50円切手を貼って郵便番号、あて先を明記してください。 (3) 受験票(裏面)に試験区分・氏名を明記してください。 (4) 写真は、裏側に氏名及び試験区分を記入してから、受験票に貼ってください。 2 (様式2) 報告書等執筆履歴
	選考区分「埋蔵文化財」 ※上記(様式1)、(様式2)に加え次の様式も必要になります。 3 (様式3) 発掘調査履歴
受験票の交付	受験票は、提出された受験申込書により受験資格を審査した後、本人宛て郵送します。 (1月21日(火)発送予定) なお、1月28日(火)までに受験票が到着しない場合には、教育委員会事務局庶務課まで電話で御連絡ください。

※申込書の提出は簡易書留による郵送に限らせていただきますが、受験申込書等、申込みに必要な書類は、本市のホームページからダウンロードし、市販のA4用紙にプリンタ等で出力して利用することができます。受験申込書(様式1)のプリントアウトは、葉書程度の厚さの紙に両面印刷してください。(様式2・様式3については、A4普通紙で構いません。)

ホームページアドレス : <http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000053218.html>

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局庶務課  
TEL 044-200-3261 (直通) FAX 044-200-3950  
Eメール 88syomu@city.kawasaki.jp



個人別成績に関する情報提供申出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市教育委員会事務局

受験番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、次の選考の個人別成績に関する情報について、提供を申し出ます。

選考名	教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考
選考区分	
対象となる選考 (○で囲んでください)	第1次 / 第2次

※申出年月日、受験番号、氏名及び表の太線内の記入をお願いします。

- (注) 1 個人別成績情報の提供は、第1次試験又は第2次試験において不合格となった人のうち希望者に対して行います。
- 2 情報提供申出書の提出時期は、次のとおりです。
- (1) 第1次試験…第1次試験合格発表日から1箇月以内
- (2) 第2次試験…第2次試験受験の際
- 3 提出方法等の詳細については、P. 5を確認してください。

# 試験会場案内図

